

鹿児島県事業継続月次支援金給付事業

国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請，不要不急の外出自粛要請等に伴い，事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため，事業全般に広く使える支援金を給付します。

申請
期間

令和3年

※当日消印有効

10月29日(金)～12月10日(金)

●対象者

- ① 個人事業者／鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者。
中小法人等／鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する者。
 - ② 令和3年7月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- 平成31年1月から令和3年7月までの間に開業した事業者を対象とする給付額の算定等に関する特例を設けています。詳しくは、申請要領をご確認ください。

●要件，給付額

A 県内事業者（全業種）への支援

【要件】

対象期間（2021年8月から9月まで）において，国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請，不要不急の外出自粛要請等に伴い，2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること。

【支援額（上限）】

中小法人等：10万円/月

個人事業者：5万円/月

【算出方法】

$$\text{基準月の月間事業収入} - \text{対象月の月間事業収入} = \text{支援額}$$

※基準月の月間事業収入：対象月と比較した2019年又は2020年同月の月間事業収入

※対象月の月間事業収入：2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満（酒類販売事業者は30%以上）減少した月の月間事業収入

国の月次支援金または県の支援金（A）に上乗せ

B 酒類販売事業者への支援

【要件】

- ① 酒税法に規定する酒類の製造免許又は販売業免許を受けていること。
- ② 2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上減少した月があること。また，50%以上減少している月においては，同月を対象とした国の月次支援金を受給していること。
- ③ まん延防止等重点措置の措置区域内において酒類の提供停止要請に応じた飲食店と直接，間接の取引があること。

【支援額（上限）】※月間事業収入の減少率に応じた額

	30%～50%未満	50%～70%未満	70%～90%未満	90%以上
中小法人等	10万円/月	20万円/月	40万円/月	60万円/月
個人事業者	5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月

【算出方法】

$$\text{基準月の月間事業収入} - \text{対象月の月間事業収入} - \text{国の月次支援金または県の支援金（A）の支援額} = \text{支援額}$$

下記に該当する場合は支援の対象外になります

- (1) 県が2021年8月9日(月)から9月30日(日)までの間に行った営業時間短縮要請の対象である店舗又は施設を有する者
- (2) 対象月と同月を対象とした国の月次支援金を受給した者（今後受給する者も含む）（酒類販売事業者への上乗せは除く）

※国の月次支援金の概要は，裏面の「国の月次支援金について」をご確認ください。

※県は，月次支援金の県内受給者の調査を実施予定です。県支援金を受給後に上記の要件に該当することが判明した場合，支援金全額を事務局又は県に返還していただきます。

●お問い合わせ先

鹿児島県事業継続月次支援金給付事業コールセンター
(9:00～17:00 土日祝除く)

☎099-201-5598



● 国の月次支援金と
鹿児島県事業継続月次支援金 (A B) による
支援イメージ図

B 酒類販売事業者 法人 20万円・個人 10万円/月		B 酒類販売事業者 法人 40万円・個人 20万円/月		B 酒類販売事業者 法人 60万円・個人 30万円/月	
B 酒類販売事業者 法人 10万円・個人 5万円/月		国・月次支援金 (全業種) 法人 20万円・個人 10万円/月			
A 全業種 法人 10万円・個人 5万円/月					
売上減少率 30%以上 50%未満	売上減少率 50%以上 70%未満	売上減少率 70%以上 90%未満	売上減少率 90%以上		

※金額は支給上限額

● 国の月次支援金について

- 概要
 - ・ 給付額 中小法人等：上限 20万円/月，個人事業者：上限 10万円/月
 - ・ 主な要件
 - ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ② 月間売上が 2019 年又は 2020 年の同月比で 50%以上減少
 - ・ 申請期間 8 月分，9 月分：対象月の翌月から 2 か月間（4～7 月分は申請受付終了）
※10 月分においても国の月次支援金が継続される予定です。（10 月 20 日時点では詳細未定）

申請方法や給付対象者など詳しくは月次支援金の公式ホームページを確認するか，月次支援金相談窓口へお問い合わせください。

- 月次支援金相談窓口 TEL：0120-211-240
※IP 電話等からのお問い合わせ先（通話料がかかります）
03-6629-0479
（受付時間）8：30～19：00（土日・祝日含む全日）



< 公式ホームページ >

● 申請書類

「申請要領」を必ず確認して、申請書類をご準備ください。

- 申請書類送付状
- 鹿児島県事業継続月次支援金交付申請書兼請求書
- 誓約書

[主な必要書類]

- 確定申告書類の写し
- 対象月の売上台帳等の写し
- 本人確認書類（運転免許証の写し等）※個人事業者のみ
- 振込先口座の通帳の写し

【酒類販売事業者は以下の書類も必要です】

- 酒類の製造免許通知書又は酒類の販売業免許通知書の写し
- 酒類提供停止飲食店取引情報届出書
- 国の月次支援金の給付通知書の写し ※対象月と同月分

支援金交付申請書兼請求書、誓約書
及び申請要領は県ホームページから
ダウンロードすることができます。

鹿児島県事業継続月次支援金

※県内各地域振興局・支庁（離島事務所含む）、各市役所、町村役場、各商工会議所、商工会、（公財）かごしま産業支援センターでも配布しています。

● 申請方法

簡易書留又はレターパックで郵送

注意！感染症予防の為、事務局での直接の受取は対応しておりません。

● 申請先住所

鹿児島県事業継続月次支援金事務局

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番（公社ビル4F 428号）

TEL099-201-5598（9：00～17：00 土日祝除く）



鹿児島県事業継続月次支援金の
不正受給は犯罪です！
事業実態なし！ 売上の偽装！ 感染症無関係！ その他虚偽の申請！
国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

